

目 次

◇この冊子の見方	1
◇博物館・美術館等を活用した子供パワーアップ事業	2
◇よりよい問題解決者を育てるために	3
◇埼玉県立博物館・美術館等一覧	4
研究指定校実践、市立博物館・美術館の実践	1
◇桶川市立桶川小学校	6
◇桶川市立加納中学校	10
◇桶川市歴史民俗資料館	14
◇桶川市立川越小学校	20
◇川越市立初雁中学校	24
◇川越市立桶川小学校	26
◇川越市立美術館	28
◇秩父市立吉田小学校	32
◇秩父市立吉田中学校	36
◇行田市立中央小学校	40
◇行田市立忍中学校	44
◇行田市郷土博物館	48
◇埼玉県立歴史と民俗の博物館	52
◇埼玉県立さきたま史跡の博物館	56
◇埼玉県立嵐山史跡の博物館	60
◇埼玉県立自然の博物館	64
◇埼玉県立川の博物館	68
◇埼玉県立近代美術館	72
◇埼玉県立文書館	76
◇さいたま文学館	80

この冊子の見方

内容は三つです。

①研究指定校の実践の紹介

研究指定校8校の実践について、各4ページにまとめてあります。各ページの内容については、本ページ下段を参考してください。

*川越小学校については、年間指導計画の一覧表掲載のため、ページ構成が異なります。

研究指定校の実践の内容を1枚のポスターにして紹介しています。
各研究指定校の博学連携の全体計画を掲載しています。
博学連携による授業を行うときのコツ、打合せに使う学習構想図等、連携の手立てを掲載します。

③県立博物館等の教育普及事業の紹介

県立博物館・美術館等8館の教育普及事業について紹介しています。各館の利用の方法については、それぞれのページに掲載していますので、参考にしてください。
ご利用をお待ちしております。

研究指定校の実践の紹介

1ページ

モデル校実践



研究指定校の実践の内容を1枚のポスターにして紹介しています。

2ページ

博学連携全体計画



各研究指定校の博学連携の全体計画を掲載しています。

3ページ

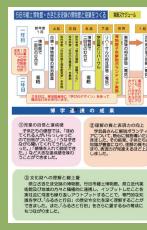
実践の手立て



博学連携による授業を行うときのコツ、打合せに使う学習構想図等、連携の手立てを掲載します。

4ページ

実践の成果



博学連携による学習活動実施のためのスケジュール、実践の成果(2~3つ)を掲載しています。

凡例



このマークは、研究指定校の年間指導計画の中でも、特に博物館と連携して行う授業付いています。

埼玉県立博物館・美術館等の実践

◇埼玉県立歴史と民俗の博物館	46
◇埼玉県立さきたま史跡の博物館	50
◇埼玉県立嵐山史跡の博物館	54
◇埼玉県立自然の博物館	58
◇埼玉県立川の博物館	62
◇埼玉県立近代美術館	66
◇埼玉県立文書館	70
◇さいたま文学館	74

博物館・美術館等を活用して 主張的・対話的で深い学びを実現する

埼玉県教育委員会では、市町村教育委員会と連携し、学校と博物館・美術館等の社会教育施設が協力して子供たちの教育に当たる「博学連携」事業を進めています。子供たちが、文化財や芸術作品に触れる機会を増やすことで、歴史や文化に対する理解を深め、将来にわたって文化の担い手として活躍してもらうことがねらいです。その背景としては、学習指導要領の改訂と文化財保護法の改正があります。

平成29年告示の学習指導要領の総則では、主張的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することが重要であると示されています。今後、学校が博物館・美術館等を利用する機会は一層増えることが予想されます。また、平成30年6月の文化財保護法の改正では、これまで以上に文化財の活用が求められることとなりました。これらの動向を受け、文化資源課では、博物館・美術館等を活用した子供パワーアップ事業を立ち上げ、義務教育指導課、各教育事務所、市町村教育委員会と協力して進めているところです。

子供パワーアップ事業は、学校と博物館・美術館等を活用して、

博学連携による学習プログラムを開発して県内小中学校等に普

及し、質の高い教育活動を児童生徒に提供するものです。平成30年度・令和元年度の2年間、桶川市、川越市、秩父市、行田市の4市教育委員会に研究を委嘱し、小・中学校8校を研究指定校として、実践的研究を行ってきました。本冊子では、研究指定校8校の実践と関係市立博物館・美術館、県立博物館・美術館等の教育普及事業を紹介しています。本冊子を活用することで、主張的・対話的で深い学びを実現する博学連携による授業を創出することができます。各小中学校等では、積極的に博物館・美術館等社会教育施設を活用くださいますようお願いいたします。

よりよい問題解決者を育てるために

学習指導要領では、子供たちに求められる力を、「様々な変化に積極的に向き合い、他者と協力して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができる」としています。こうした力を養うためには、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働することが必要であり、博物館・美術館等の社会教育施設は、学校に最も身近なパートナーといえます。

よりよい社会を創るために問題を果敢に解決していく人を育てるために、文化資源課では、学校と博物館・美術館等の連携において大切なことを、つぎの5つにまとめました。

博学連携による授業づくりによって よりよい問題解決者を育てる

1 年間指導計画に位置付ける

博学連携による教育活動を長く続けるためには、学習指導要領に示された学習内容との結びつきを明確にし、全体計画を作成し、年間指導計画に記述することが必要です。各教科領域等の目標や内容に即して、無理のない計画を立てるようにします。



【年間指導計画】(川越市立川越小学校)

2 目指す児童生徒像を共有する

博学連携による教育活動を通して目指す児童生徒の姿のイメージを、教員と博物館・美術館等の職員とで共有することが必要です。



【博学連携全体計画】
(秩父市立吉田中学校)

3 学習過程におけるねらいを共有する

博学連携による教育活動の展開によって、児童生徒の学習効果を高めるためには、学習活動のどの過程において、博物館・美術館等の職員の協力を得たいのかということをわかりやすく示すことが必要です。



【学習構想図】(行田市立忍中学校)

4 専門性を生かして役割分担をする

目指す児童生徒の姿の実現を目指して、指導に当たる教員と博物館・美術館等の職員とで指導や準備の役割を分担します。それぞれの専門性を生かすことで、より質の高い教育活動が展開できます。

5 評価を共有し次年度につなげる

博学連携による教育活動をとおして目指す児童生徒の姿に照らして、指導の効果があったのか、相互の評価を交換し合う場をもちます。

A4サイズ1枚程度の学習構想図を作成することで効率よく効果的な打合せができます。次年度への引継ぎにも利用できます。